

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第9回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成18年10月17日（火）午後6時03分～7時56分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	3人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 市民参加条例運用状況等について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの在り方について</li> <li>(2) 市民参加推進会議の市職員選出委員の充て職について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>3 今後の予定について</li> </ol>
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小金井市におけるパブリックコメントのあり方についてご検討のお願い</li> <li>2 パブリックコメントのあり方の提言について</li> </ol>
その他	

## 第9回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成18年10月17日（火）午後6時03分～午後7時56分

場 所 801会議室（第二庁舎）

出席委員 9人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

井村穰 委員 土井利彦 委員

大賀英二 委員 森田真希 委員

尹龍澤 委員 吉岡伸一 委員

松永明 委員

欠席委員 木村雄喜 委員 野瀬ふみ子 委員

増田章夫 委員

---

事務局職員

企画課長補佐兼企画調整係長 三浦真 企画課主査 林利俊

企画課企画調整係主事 高橋弘樹

---

傍聴者 3人

（午後6時03分開会）

◎室井委員長 木村委員、野瀬委員は所用で今日は欠席されるということで、尹委員は、1時間ぐらい遅れるということなのですが、したがいまして水谷委員、今、お見えになったのですね。井村委員がまだですけれども、時間の関係もありますので、定足数の関係もございまして、過半数以上で成立ということですから、始めさせていただきたいと思えます。

それでは、皆さんこんばんは。今日は、第9回目の市民参加推進会議です。今日が、第一期の我々の任期中の最後の会議になりますので、そのことを踏まえてよろしくお願ひいたします。

早速でございますが、前回からの続きでございまして、会議次第に書いてございますけれども2の（1）でございます。パブリックコメントのあり方についてということでございまして、これにつきましては、前回もお配りした資料の2つを、今日お配りしてあると思えますが、まず、小金井まちづくり市民会議の土肥英生さんから提出されたパブリックコメントのあり方の提言についてというものを取り上げて検討してきております。それから、いま一つの資料は、元「（仮称）小金井市まちづくり条例」策定委員会委員の小谷さん、杉本さんから出されたものがございまして、前回の続きから、土肥さんの方から出されたものについて審議を始めたいと思えます。土肥さんの出された提言は、3つございまして、2つについてはそれぞれ一定の集約を見ているかと思えます。それは、第1の提言は、パブリックコメントの全文公表を行い、個別コメントへの回答を付し、これを公表すべきということでございまして、これにつ

いてはそのような方向でいくということです。1点目につきましては、策定過程における検討内容を適宜適切に公表するというところに。ということでこの2つは、ほぼそのままということで了解を得ていると思いますので、第3について審議したいと思います。

第3は、諮問機関におけるパブリックコメントの審議を規定すべきであるという提言でありますが、この点、パブリックコメントの後、もう一度諮問機関で審議をすべきだということを義務づけるというそういう意図かと思われませんが、この点につきまして審議を再開したいと思います。

それでは、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

◎大賀委員 ちょっと時間がもったいないので、ちょっと先に発言させていただきます。

ちょっと時間が前回からたってしまって、ちょっと前回の議論をなかなか思い出せないというところがあって、ちょっと困ってはいるのですが、大筋として規定の仕方として、必ずやらなければいけないというふうに決める必要はなくて、要するにその諮問機関の中で、これはパブリックコメントの後にもう一度やるべきだという議論になればすることはできるという程度の規定で、私はいいのではないかというような感じがしているのですが、ただ、現状として、今までの審議会で、もちろんパブリックコメントをやった審議会で、そういうことをやった経過というのが事実としてあったかどうか。それから、もしそれをやった場合、何か不都合があったのかどうか、その辺、事務局の方からもし教えていただければ、少しこの点の議論が進むのではないかというふうに感じます。

◎室井委員長 ちょっとその前に、皆さん思い出していただいているかと思いますが、第1については、公表すべきだというのはこのままですね。結論として一応の結果は見ているということですが、第2につきましても適切な期間を確保するという点については了解を得られたというふうに理解しておりますが、それを前提に今、お話を進めさせていただいております。

では、今の大賀委員のご質問というか、どうでしょうか。

◎三浦企画課長補佐 企画課長補佐の三浦でございます。よろしくお願いたします。

まず、審議会の中でパブリックコメントをやった事例があるかどうかということなんですが、正確な資料を持ってきていないのですが、市民参加条例策定ときは、策定委員会の中でパブリックコメントをやらせていただいて、その後に1回審議をして条例をまとめたという経過がございます。それ以降につきましてはちょっと正確な資料がございませんので、確認して次回お示ししたいと思います。

◎大賀委員 記憶で結構ですので、それでもし何か、市民参加条例の策定委員会ときにやったというのは、私もうっすら記憶しているのですが、何か事務局の方として不都合があったというふうな記憶があるのか、どうかその辺はいかがでしょうか。

◎三浦企画課長補佐 不都合とおっしゃいますと、諮問機関の中でやったことに対して不都合ということですか。市民参加条例策定委員会の場合で申し上げますと、そんな不都合はなかったかなというふうに考えております。

◎室井委員長 ちょっと紹介がおくれました。今日は企画課長の伊藤さんがちょっと出張ということで、三浦さんが担当されています。

それでは、余り例もないようなんですが、少なくとも1回あったということで、その件についてはそれほど問題はなかったということなんですけれど、議論の進め方といたしまして、今はこれについての規定は何もないということでしょうかね。ということは、諮問機関の中で決定して進めることができるという、それだけなんではないかな。

◎松永委員 行政の立場から。一般的に今、委員長が言われたようなことが原則なんです。つまり諮問機関というのはあくまでも諮問、または提言等もいろいろな意見がありますが、基本的には諮問だということですね。だから今、パターンは2つあると思うんです。要するにパブリックコメントというのは、市民の意見をどれだけ正確に反映させるかということなんです。そうすると今度その意見はどこで取り入れるかということになると思います、次の段階として。そして、そうすると1つの役割として、今、大賀さんが言われたように、諮問機関がそういう機能を持てばいいと、あと市長もやって、諮問機関が答申したものを持って、それを市長がパブリックコメントにかけて、市長がそれをどう判断するかということなんです。大体2つあると思う。一般的に諮問機関というのは、当然、諮問、答申という手続になると思います。ですから、それはケースバイケースによるんじゃないか。ただ、今、委員長が言われたように、諮問機関としてパブリックコメントが必要だということであれば、それはそれで1つの判断だというふうに思っています。ですからその辺はある程度法的なことは別として、審議会なり附属機関なりで自立機能に任せていいのではないかなというふうに思います。もちろんそれは事務局の体制とか期間とか、そういうものも当然あると思うんですね。

◎室井委員長 今、松永委員の方からそういうご意見がございましたが、ほかに何かございますでしょうか。

◎土井委員 今の議論ですけれども、基本的にパブリックコメント自体がどういうものであるかということが規定されていないということが非常に揺れ動いてしまう原因となっています。それと、実は、前回申し上げましたけれども、まちづくり条例に関しては、これはかなり異様なといいますか、恐らくほかではこういうふうな諮問が出されて、それががらっと変わるというような事例というのはまずないと思いますけれども、そういう事例をちょっと余り、実は私個人としては対象にしたくないなと思っています。それよりも、むしろパブリックコメントをどういうふうにするかということを決めていくなれば、前回も申し上げましたけれども、パブリックコメント条例的なものをつくり上げて、その中で一応規定しておくという形にしておきませんと、恐らくこれから先も出てくるたびに、それぞれに応じて議論が出てしまっていて、常に藪の中になる可能性があるなと思っています。だから、むしろこれを、現に今の我々が提案するというよりも、次に引き続いてどういうふうな形で条例をつくっていくかということにかかわっていった方がいいかなと思いますけどね。

◎松永委員 基本的には今、土井さんが言われたことには賛成です。パブリックコメントにつ

いてはまだ自治体でも揺れているんです。1つは、パブリックコメント条例。それから市民参加条例、自治基本条例、大体この3つのパターンに分かれます。それをどこで規定するかというのは、非常に自治体は今揺れ動いています。ですから、今後の審議の中で市民参加することによって、その部分をどこでやるか。ですから自治基本条例のあるところはパブリックコメントがないとか、市民参加条例だと当然パブリックコメントがない。それパターンがあるんです。ですから今言ったようにパブリックコメント自体が、市民参加ならどういう位置づけなのかというのはまだまだ試行段階、各自治体。ですから、各市でもパブリックコメント条例つくっている市もあるわけですね。ですから、そういう意味で、今後そういうものについて一番の基本は自治基本条例ですね。法律でいえば憲法みたいなもの。ですから、そこでどう規定するのか、どこで規定するのか、それだけ取り出して、どこに規定するのかというのは、今後の問題として、次回以降の課題として残した方がいい。きちんと議論する必要があると思います。

◎土井委員 私もそう思っていました。その部分についてはかなり、本来なら住民自治もかかわってくる問題だと思っていますので、単にどちらがいいということではなくて少し議論した上で、住民自治に基づいた形で、どういうものがふさわしいかというような議論をすべきだと思います。

◎室井委員長 しかし、そういうことになりますと、前回からやっている議論をどう位置づけるかということにもなりますが。じゃあ、この会議では、ここで確認できるものをしておいて、それを踏まえた条例なり何なりをつくってもらおうという方向性でしょうかね。ここで条例をつくるべきだとか何とかという、まだなかなか言いづらいところがあるかと思うのですが、というのは今、松永委員が言われたように、どこに位置づけるかについても、まだ議論があつて相当な時間もかかることだと思われま。

そうしますと、パブリックコメントについて今、審議していることと、それから、先ほど紹介しました、もう1つの小谷俊哉さんなどが出されているものがございしますが、これの扱い方もどうするかということになります。当面、項目ごとにこういうものは踏まえてほしいという形の結論といいたいでしょうか、議論をするという形でいいでしょうかね。条例化につきましては、ちょっと今日1回では…。

◎土井委員 それは当然のことだから、1回では決まりませんし、皆さんもおっしゃったようにどこで規定するかというのは、当然これからいろいろ決まってくると思いますけども、少なくとも我々としてはパブリックコメントをやるということではみんな一致していると思いますし、同時にそういう方法についても、それに至るまで何もしないのかというわけじゃなくて、今、どういう方法があり得るかということだけはお話ししておいてもいいかなと思っています。

◎松永委員 そうですね。ですから今回、今期で終わりなので、また次回に引き継ぐような形になると思いますけど、少なくとも今、現在は市民参加条例と、今、土井さんが言ったパブリックコメントの関係、これは最低限整理しないといけないと思います。盛り込むか、また別に独立させるか。ですからこれは次の課題ということで、先送りというとおかしいんですけど、

やはり基本的には自治基本条例、自治基本条例の中で市民参加をどうするかという、これが基本だと思います。その中でパブリックコメントというのは1つの手法なんです。市民参加の1つの手法なので、これを市民参加という形に据えるか、またパブリックコメントで特別に、国はそうやっています。それを国はパブリックコメントやって取捨選択しているいろいろやっている。基本的にはやはり市民参加の1つの手法なので、そこはそれとして今、現在の既存の条例とこういう形での自治基本条例、これもかなり議論があるところですけど、つまりどう成立するかというのは、今後の方に議論をお願いしたらというふうに思っています。

◎室井委員長 今、この小金井市市民参加条例の第15条に一応あるわけですね。それは大枠としてあるのを個別条例化するか、手続条例なり参加条例、あるいは自治基本条例みたいなものということになります。じゃあ、ここでは出ている限りの議論の中で、こういう点は少なくとも、これは条例化されようがされまいが、こういうふうに扱ってほしいという形に持っていこうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 それでは、戻りまして今の第3の件でございますが、諮問機関によってパブリックコメントの後、審議をすべきかどうかということですが、これも一概には言えないけれども、一応開かれた形では残して、残してというか審議をする形もあり得るということだったわけですけども、完全に諮問機関はもう終わってしまうんだというふうに決めてしまったらそれでおしまいなんです。そうは皆さん思っていらっしゃらないでしょうか。そうなりますと大賀委員の方は、義務化はちょっとやりすぎじゃないかというご発言だったんですね。それから、松永委員の方は、やっぱりこれは諮問機関の方の自立性に任せるべきだというご発言だったかと思うのですが、その点どのような形で集約すべきでしょうか。何かご意見ございませんでしょうか。

◎吉岡委員 松永委員と同じ意見になりますけど、諮問機関それぞれ個々にまた状況は違うと思いますので、諮問機関の状況に任せるという自立性に基づいて対応していただくのが一番いいかなと。

◎室井委員長 それは案件によりましてということで、大賀委員もそういう趣旨だったかと思うのですが、それによろしいですか。

◎大賀委員 いいと思います。基本的に、それぞれの諮問機関で1回どういうふうな形のものをとるかということ、それぞれにおいて自立的に決めていただければ、それに基づく形で行うということ、提言すればいいんじゃないかなと思いますけど。

◎室井委員長 では、わかりました。諮問機関においてパブリックコメントについてどう扱うというのを審議した上で進める。それで、おしまいであればおしまいでもいいし、またもう1回やるならやるという形にしましょうかね。

(異議なし)

◎室井委員長 では、そういう形で諮問機関は、パブリックコメントについて審議をした上で、

パブリックコメントに付すという形にしたいと思います。

それでは、この土肥さんの提言につきましてはここまでといたしまして、もう1つの方に移りたいと思います。

それでは、これは結構たくさんございますが、6点あるようですけれども、5ページ、第1の提案は、策定過程における検討内容を適宜、適切に公表するということですが、これはもうダブっておりまして、先ほどのところの第1番のところ、これは確認をしたところがございますから、この点については問題はないかと思いますが、待てよ、そうでもないか。

◎土井委員 ちょっと待ってください。この提案の1は、ちょっと先ほどの提案1とは別の趣旨でございますので。

◎室井委員長 違いましたね。勘違いをしました。今のはちょっと撤回いたしまして、それなりに、これやっぱり固有の意味があるようなので、では、提案1の方から見ていきたいと思えます。こちらは、策定過程における検討内容を適宜、適切に公表するということですが、いまいち、わかりづらいですか。

◎大賀委員 よろしいですか、これは2段目に書いてある、具体的には要するに、議事録、議論の経過を市民にわかるようにしろという趣旨ですから、例えば議事録をホームページに載せるとかというようなことを言っているんじゃないかというふうに。

◎室井委員長 なるほど。パブリックコメントの最中ということではないんですね。

◎大賀委員 いやいや、パブリックコメント自体とは別問題だというふうに。

◎室井委員長 そうですね。これパブリックコメント…。

◎大賀委員 パブリックコメントにかけられる条例が出たときに、検討内容とか、検討過程を明らかにするという。

◎室井委員長 そうですね、したがってこれは今、この会議ではやっていますが、そのことをほかの会議でもやるようにということでしょうかね。

◎大賀委員 この点に関して先日、議会でも漢人議員が何か質問しているというふうに聞いていて、私は傍聴していないものですから、担当課の答弁なり現状認識とどういふふうな話があったのかということとはちょっと報告していただいた方が、この議論は進むのではないか。

◎室井委員長 そうですか、では、お願いします。

◎三浦企画課長補佐 では、事務局の方で行います。前回、前々回に市民参加条例対象附属機関一覧表というのをお示しをしまして、その中で市民参加条例対象の附属機関は43個ということだったんですが、今日、午前中に私の方で数えてみましたところホームページ上に会議録をアップしているのが、43審議会中22審議会でございます。また非公開の会議というものも条例で規定しているものもありまして、今、現在ですと43分の22ということで会議録の公開の方は進んでおります。

以上でございます。

◎室井委員長 はい、ありがとうございます。22ということは、ほぼ半分でしょうかね。今、

言われたように非公開が義務づけられているものもあるということですが、そうでないものもあるということなんでしょうけれども、この点いかがでしょうか。

◎吉岡委員 市民参加条例に対応しているわけですので、43分の22が決して高いとは思いませんので、議会でどういうふうに議論があったのかは別にして、100%にいかにも近づけるかということだと思いますので、方向性としてはやっぱりそういう方向でやるべきかなというふうに思います。

◎室井委員長 これはご議論いただきましょうか。じゃあ、そういう形でできる限り、もちろん秘密会の指定は別でございしますが、なるべく公開を進めていくべきだということに集約させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 それでは、提言の2であります、パブリックコメントは策定委員会期間中に実施することを位置づけるという、これは先ほどにちょっと絡みますね。これはさっき議論したところとほぼ絡みますので、この点につきましては先ほど、基本的には諮問委員会の自立にゆだねるけれども、パブリックコメントについて審議をした後、パブリックコメントをするという形で先ほどまとめましたが、それでよろしいですね、この辺はね。じゃあ、これはそういう形で次にいきたいと思います。

3番目です。パブリックコメントにかけられる条例案は、策定委員会答申案を尊重するというところでございますが、この点は。

◎土井委員 この点もやはり、この事例そのものがかなり特殊な事例でありまして、ほかの場合は比較的、諮問委員会に近いものが出てくると思います。非常に、これは議論がしにくいので、むしろこの事例において策定委員会の答申を尊重しなかったということ自体が問題なのであって、ほかの、例えば今、出ている「子どもの権利条例」なんか見ても、ほとんど字句は直してありますけれども、委員会策定案を非常に尊重した形で出していると思いますから、この辺はちょっと余りにも特殊事例すぎてちょっと議論しにくいなと思っています。

◎室井委員長 基本的には尊重していくということにはなるのですが、ただ、先ほどの15条には余り何も書いていないんです。

◎土井委員 ついでだから申し上げれば、たしかこの問題については、この委員会で議論されて尊重していなかったということで提言を出しているはずなものですから、ちょっとそれ以上の追及はここでは実はしにくいだろうなと思っています。

◎室井委員長 どこでしたかね、確か文言ありましたね。答申案を尊重すべきだというのは。

◎松永委員 基本的にいわゆる諮問機関の答申というのは、基本的に市長が尊重すべきものというのが基本的な姿勢なんですね。ですから今ごろになってという感じはしますが、ただ…。

◎室井委員長 13条かな。なので、当然のことながらこれはパブリックコメントのもとになる案は、諮問を尊重するというのは当然のことですけれども、これ確かに言われたとおり議論をしましたので、そのとおりということになりますね。今もその規定があるので、特に取

り上げる必要がないのかなと思いますが、よろしいでしょうか、そういう処理で。

(異議なし)

◎**室井委員長** それでは、4番目の方にまいりたいと思います。4番目は、パブリックコメントの実施にあわせて、市民にその内容をわかりやすく説明する説明会を開催することを位置づけること。これは新しい提案ということになりますね。パブリックコメントに付される案についての説明会、公聴会などだと思いますが、を位置づけるということですが、この点はいかがでしょうか。

◎**松永委員** 下の諮問機関としてですね、必要があればやればいいのであって、それはやっぱりここでこういう考え方を押しつけるというのは、組織のいわゆる諮問機関として判断すればよろしいのではないかなというふうには思っていますけど、特に諮問機関たくさんありますから。例えばさっき委員長が言われたように、非公開の分もたくさんあるわけですよ。当然そこから答申が出ます。特にプライバシーにかかわる問題、今回はないんですが、そういうものは公表できませんので、それはその附属機関なり、性格なりを判断して、それぞれその中で判断するのではないかなと思いますけれども。

◎**室井委員長** そうですね、ここは多分全部の場合にやれというような趣旨ではなくて、そういった説明会なり公聴会を開催することができるというような位置づけを入れてほしいという趣旨だと思いますね。その意味では、それは正当な指摘かなと思いますので、この位置づけるという意味が義務づけるということでないとするれば、これはそのままよろしいんじゃないかなと思いますが、私ばかり言っても仕方がないので、どうでしょうか、ご意見伺いたいなと思います。

◎**土井委員** おっしゃるとおりでありまして、パブリックコメントで、それに対する解説があったとしても、なかなか一般市民というのがそこで理解できるかということ必ずしもそうではないだろうなと思います。ですから、ある意味で説明会を設けるという段ならば、それがあってもいいなと思いました。ただ、ここで問題なのは、前から松永委員がおっしゃっているように、どれだけそういうものに市民が参加してくれるかという、むしろその方法論の方が問題でありまして、解説するというのにはあるに越したことはないなというのは私の意見です。

◎**室井委員長** ほかの委員の方いかがでしょうか。

◎**水谷委員** 開催することができるというふうに規定することが大切だと思うのですが、それを私はこれをこのまま読んだときに、必ず開催するよというふうに読めてしまったので、それはちょっと限りある予算の中で全部にする必要が果たしてあるのかなという疑問を持ちましたので、開催することができるということと、今回パブリックコメントが募集されている「子どもの権利条例」に関しては、わかりやすく解説というのをつけて、なぜこれをつくろうとしているのか、この部分の意味はこういう意味ですよというようなものがついているので、わかりやすくする工夫をするということが大事であって、説明会自体が目的になるのはちょっとおかしいと思います。

◎松永委員 行政の立場として、確かに説明会がいわゆる免罪符みたいになっても困りますから、そこはもう少し審議会なりの実質的な独立性を本当は尊重したいんですよ。行政としては、嫌な言い方ですけど、やったんだからということになりかねない、免罪符ということに。少し実質的な機能を独立性というか自主性が育ってほしい。

◎室井委員長 枠組みはあるということで、実施するかどうかはやっぱり諮問機関の方で検討してもらおうという形でしょうかね。よろしいでしょうか。

(はい)

◎室井委員長 それでは、次に進めさせていただきますが、次はパブリックコメントに出された意見の扱い方、その1で全文を公表するということですが、これがダブっていたところでありまして、これはもう先ほど確認したところなものですから、そのままということで、これについては審議を省略させていただきます。

それでは、最後に6点目のパブリックコメントによって修正した場合は、修正理由を明確にすることということについて審議をしたいと思います。発言をお願いしたいと思います。この点いかがでしょうか。

◎松永委員 特にはいいのではないのでしょうか。ただ、議会に上程する云々ということなんですけど、当然これについては議決要件にならないというか、資料として出ると思うんですけど、それはそれで構わない。

◎室井委員長 ほかにご意見ありますか。

◎吉岡委員 何をもって明確にするということなんですね。趣旨としてはよろしいと思います。

◎室井委員長 よろしいでしょうか。

◎土井委員 実際に変更があったならば何をもってというよりも、変更があったときに当然、担当なり何なりわかっているはずですから、その理由というのは付さないと、逆に言うと審議会の答申と変わってくるということですので、その辺は明確にしながら出すべきだろうなと思います。

◎室井委員長 よろしいでしょうか。じゃあ、これは基本的にはこういう形でいくべきだということでしたら了解を得たということにしたいと思います。

ほかに、これはたまたま2つのものが出てきたということですが、ほかにパブリックコメントのあり方について発言があれば取り上げたいと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。今、言われても出てこないかと思うのですが、申し送りとして、条例化を含めてどこに位置づけるかなということがあるわけですから、今後いろんな点はいろいろとまた議論をされると思いますが、では、今、当面はもうよろしいでしょうか。

(はい)

◎室井委員長 では、パブリックコメントにつきましては、ここまでいたしましたして、後は今のパブリックコメントの集約をどのような形でおいておくかということでございます。この推進会議では提言ということもございます。まず、流動的なこともあったりするので、議事録

に明確にした上で、それをもって次の会議の方に申し送りしていくという方法もあろうかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。提言となりますと、また非常にきちんと書いてやらなければいけないということがするわけですので、できないことはないかと思いますが、議事録でいいかということなんですが、いかがでしょうか。

◎松永委員 特にはそれでよろしいのではないのでしょうか。ただ、当然継続性のあるものですから、議事録を審議会の次の方に渡して審議して自分が読み込む時間。それは本当は制度としてやっぱり。ですから新しく委員になった方については、要するに事情が一番わかりますから、正確に議論されていますから、提言というのは、むしろ文章になると、それぞれ皆さんの個性が出ますので、どうかなというのがありますし、ですからちょっと正確にこの会議の継続性ですね。集約されたことについては、それなりに市民に伝えるという意味で、制度というか保障していくことが必要なのではないか。

◎室井委員長 今の松永委員の発言ですが、議事録は当然のことながら、これは極めてまれというか、全面公開になっていますから名前まで公開されているということなので、今まで、しかし、委員がそれを見ているとは限りませんので次の委員はね。それはちゃんとしたものを見ていただくということは必要かと思いますが。そういう形でよろしいのでしょうか、提言という形にまとめなくてもいいかということなんですけども。

◎土井委員 提言にはまとめる必要はないと思いますけども、今おっしゃったように次回を引き継ぐ方たちには、何らかの条例中、もしくは新たにパブリックコメント条例策定に向けての議論をするということを明確にしておけばいいのではないかと考えているのですけどね。

◎森田委員 条例までいかななくても、何かその辺のところはしっかりしたものがないと、また、そこで議論を繰り返してしまうような心配があります。パブリックコメントそのものも、さっきのお話を伺っていて、そういえばそのもの自体にもきちんとした位置づけというのがないのだなというように思って、ならばパブリックコメントをつくるというふうに聞くと、市民参加しちゃっているべく感じてしまって、そのままでその言葉がずっときちちゃったのかなという気がしました。

◎室井委員長 今、森田委員の引継ぎの意見がございますが、多分、異論はないと思いますけど、ほかに何かございますでしょうか。

◎大賀委員 やはり委員会としての継続性の問題で引き継ぐというのは、それはもうここで議論するまでもなく当然のことなのであって、今、ここでパブリックコメントの点に関して少し最初に議論があったように、やはり条例として明確にしていくということが必要だということは大筋の方向で確認されているんじゃないかというふうに、今日の議論を聞いていて思ったんですが、もしそうであれば、やはり提言としてパブリックコメントについては、この議論を踏まえて条例化を進めてほしいという提言をすべきではないかと思うのですが、その提言の中身に具体的にこのパブリックコメントでは、こうせい、こうせいと幾つか議論があって、それを全部書くかどうかは別問題として、大筋としてはやはり条例化する方向がいいんだという提言

はするべきではないかと思えます。

◎室井委員長 どうでしょうか、ほかの委員の方、今の。

◎松永委員 先ほど言ったように、市民参加がまず前提、原則であって、その市民参加で進める1つの法律的な手段としてパブリックコメントをやるということなんですね。それで今、先ほど言ったように基本はこれは各市で自治基本条例、国で言う憲法みたいなものなんですけど、いわゆる自分たちの自治はどうなのという、その中で住民や市民がどう参加していくかというのは、やはり基本なんです。その場合の参加の仕方として、つまり、それはそれとして、その1つの手段としてパブリックコメントがある。パブリックコメントにしても、説明して、パブリックコメントだけの条例をつくっているところと、基本的な中に位置づけているところと、市民参加の一環だから、その条例の中に設けているところとあります。まだ試行錯誤の段階なんですよ。ですから基本となりつつ、それをどうするかというのは、条例化というと単独条例になる、陥りやすいんですけど、そうじゃなくて、それをどう続けるかという、市の施策とか、条例もいろいろありますから、そこで単独にするのか、1つの基本条例の中につくるのか、それはそれで今後の課題だと思います。基本的な考え方ですけど、ただ、要するにどうするかというのは別問題なんです。

◎室井委員長 今の発言の趣旨は、条例化といっても個別条例にしろということではもちろんないと思うんですね。どういう形にするかは、どんな条例にするかはいろんなことを審議していけばいいということだと思うのですが、大賀委員の意見はただ、条例化の方向ということで現実的なという。

◎大賀委員 そうですね、必ずしも松永さんの意見に対立することを言ったのではなくて、個別条例をパブリックコメント条例としてつくれという提案をするのではなくて、要するに今の市民参加条例の運用の中で、今回のようなコメントによって議論が出てきたわけですから、ここを踏まえて、やはり何らかの形で今の市民参加条例の中で規定するか、個別条例にするか、また別の自治基本条例にするか、別問題として、条例の中でこういう問題を解決できるような規定を置くべきだというふうに私は言いたい。

◎室井委員長 もちろん趣旨は皆さんと大体一致していると思えます。それをただ、議事録で済ませるか、提言という形にするかということだけの問題ですが、ほかの委員の方も含めて皆さんどうでしょうか。

◎吉岡委員 大賀委員のおっしゃったことも、松永委員のおっしゃったことも、すべて議事録からというふうに私は思いますので、やはり議事録の中を後の委員に見ていただいて、そういうことでよろしいんじゃないかと思えます。

◎大賀委員 すみません、私の先ほどの意見はそういう意見ではなくて、全くそういうのは当たり前のお話であって、やはり市民参加の問題を議論しているわけですから、ここで議論した中身は会議だけで引き継がれるのではなくて、市の行政担当者、もしくは市民全体にも知らせていく必要があるという意味で提言としてまとめるべきではないかと言っているだけです。ですか

らちょっと今、おっしゃった意見とは私は違います。

◎室井委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。それはどちらでも、それは皆さんの多数意見であればいいということに。

◎土井委員 この場合はどちらでもいいといっはなんですけども、より強く担保をしていこうと思ったら、大賀さんのおっしゃるような形だとは思いますが。確かに議事録を読んでもらって、委員の方たちがそれを引き継いでいく、それはもう当たり前の話ですけども、それを逆に言えば市民に対しても明確にするということであるならば一応提言はしていくということは必要かなと思いますけれども。

◎室井委員長 いずれにしても条例化はしなくてはいけないことなので、提言があろうがなかろうかというか、そういう形になるとは思われるんですけども、この意見として多数が提言ということであれば、その大枠として条例化に向けた方向性でいくべきだというような趣旨であれば、もうそんなにまとめるのは大変ではないかなと思いますので、そういう意見が多数であればそうしたいと思いますが、皆様いかがですか。

◎土井委員 ただ、条例化というと、ちょっと誤解していると、要するに、基本的には条例化って条例だけうたえればいいということで、しかも条例化自体が単独条例と。

◎室井委員長 ああ、それは誤解なきように。

◎松永委員 ですからそこがさっき言ったように、まだまだ位置づけが発展途上というか、まだ不明確なところがあるのですね。きちんとした位置づけというのはもっと議論していかないと、単純に条例化、単独条例みたいな形で次はどうかな、ちょっと狭くなってしまいうんじゃないかと、そういう危惧があると。

◎室井委員長 それは文言の問題ですから、制度化に向けて議論を進めていくべきだという形でも構わないと思います。そういう趣旨でよろしいですか。

(はい)

◎室井委員長 では、そういうことでちょっと簡単に提言をまとめていただいて、よろしくお願ひします。細かい内容はもう書かなくてよろしいですよ。さっきした幾つかの議論がありましたから。

◎土井委員 それがだから次回にむしろ明確にしていくということになるんじゃないかなと。

◎室井委員長 なので、大枠としての制度化というところだけでよろしいですね。わかりました、どうもありがとうございます。

では、この点につきましては、そのように進めさせていただきますが、市長に提言するということになりますと確認とかという問題がございますが、今日はこの委員会というか、今期の委員というのは最後でありまして、提言書についてどうするかということがございます。これは事務局に原案文を作成していただきまして、各委員に送付し意見をいただいた後、案文を決定し市長に送付するということですが、その取り扱いを委員長に一任していただくということで対応したいと思いますが、これはいかがでしょうか。もちろん意見は言っていただいて、そ

れなりに反映させるということですが、よろしいですか。

(はい)

◎室井委員長 じゃあ、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、次の議案にまいりたいと思います。次第の2の(2)です。市民参加推進会議の市職員選出委員の充て職についてということで、この点につきましては大賀委員から前回、提案があったので、大賀委員もう一度。その前に事務局の方から現状の説明をお願いします。

◎三浦企画課長補佐 では、ご説明いたします。推進会議の委員構成につきましては、市民参加条例の第21条に規定がございます。推進会議の委員は12人以内とし、次の者をもって構成するとしまして、市に勤務する職員2人以内というふうに定めてございます。この条例の施行に関する規定といたしまして、施行規則第20条で、条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる者とするというふうに規定してございます。この内容なんですけども企画財政部長及び総務部長を充て職としてございまして、充て職の考え方といたしまして、まず市民参加条例の策定を企画課が担当したこと。それから、この推進会議の庶務を企画が行っていることから企画財政部長を充てたものでございます。また、事務局として発言できるのではないかというようなご意見もありますが、委員としての発言とはこれは異質なものであるというふうに考えてございます。もう1人、総務部長の関係でございしますが、市の文書事務、それから法務事務を担当することや、市の庶務的な部署であることから総務部長を充ててでございます。以上でございます。

◎室井委員長 では、具体的には、企画財政部長さんと総務部長さんということですね。

◎三浦企画課長補佐 はい、そのとおりでございます。

◎室井委員長 この2人が委員として参加されているということですが、この点、事務局の説明は終わりましたけれども、大賀委員の方から何か説明があればお願いします。

◎大賀委員 今の説明の中で、委員としてのお二人、いわゆる充て職の方の発言と、事務局としての発言とでは意味が違うというような趣旨のことをおっしゃっていたと思うんですが、意味が違う、趣旨が違う、重さが違う、何かそんなようなニュアンスで受けとめたんですが、その辺ちょっと私にはよく理解できない。それをもうちょっとどういう趣旨で、どう違うのか。その辺もうちょっと説明していただけないと納得できないというか、理解できない。申しわけない。

◎三浦企画課長補佐 まず、事務局の発言と申しますと、委員の方々から資料を求められてその説明であるとか、基本的には個人的な感想を述べることなく事務局としての発言というふうに理解しております。これに対しまして委員としての発言ですと、議論の中に加わっていただくという趣旨でございますので、ある程度市の職員としての考え方を述べるという発言ですので、事務局の発言と委員としての発言とはおのずからちょっと異質なものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎大賀委員 わかりました。要するに市の職員の立場というものを踏まえて委員として出てくるということ、事務局の一員として発言するというのは、当然役割が違うので発言の趣旨も違うということですね。それに関して私はこの間2年近くお二人の、途中で入れかわりましたが、充て職の委員のご発言をいろいろ聞いていましたけれども、個人的な感想の部分が全然なかったかといえ、そうではないと思います。やはりこちらの議論の中で、要するに事務局的な機能として、その取り扱いが役所の中ではこういうふうを考えているんだとか、やっているんだという事実の問題を話されている発言がかなり多かったというふうに思いますので、事務局の発言をこの場で求めて、ああいった発言がされるというのは当然あり得るわけだし、それを超えて、委員ですからもちろん個人的な発言をされたときもあると思いますが、それは私は余り必要がなかったのではないかというふうに思います。したがって充て職の二人の方は、必要であれば事務局の立場として会議に臨んで、必要な範囲で事務局として発言をされた方が会議の運営がうまくいくのではないかというふうに私は思います。

◎室井委員長 そういうご趣旨で提案されたということですね。そういうことでございますが。

◎大賀委員 それともう1つ、やはり市民参加条例ですから、市民の参加がやはり圧倒的に多いというのが必要であって、それだけで足りないのはやはり学識経験者としての発言だろうというふうに私は思いますので、その二者以外に充て職として市の方の発言は要らないというふうに思います。市の職員の立場として個人的な発言が必要であるということ、恐らくというか、私も市民参加条例の策定委員会に臨んで参加していましたので、その議論では、充て職として総務部長が入った方がいいとか、企画の方が入った方がいいとかという議論ではなくて、やはり市民が市民参加をするときに、参加される側の市の職員がどういう立場にあるのかと、どういう感想を持つのかと、そういうことを一般的に知りたいということがあったので、2名ぐらい市の職員が入っていた方がいいかもしれないという意見があったのでこうなったんだろうというふうに私は記憶しているんですが。充て職として入った方がいいというふうな議論は一切なかったことは、私の記憶ではそうになっています。ですから、充て職として入るとのことと、どういうふうに市の職員が入るか、例えば市の職員の中で公募をするというやり方もあるのかもしれませんが。私としてはそういう方法があり得るのかなということ、この規定は受けとめていたので、充て職の方が入るというふうには思っていなかったということです。

◎室井委員長 わかりました。そういう趣旨で提案されているということですが、ほかの委員の方いかがでしょうか。

◎水谷委員 質問なんです、委員として参加されればもちろん自主的に発言できますけれども、事務局という立場では、事務局どうですかというふうに意見を求められないと発言できないということではよろしいですか。

◎室井委員長 委員会の構成委員でないということですから、基本的にはそういう形になりますね。

◎松永委員 基本的に私からはやっぱり必要だという意見です。いわゆるどこが違うのかとい

うとやはり市の委員には採決権がある。それで自由に発言できる原則からいって。ところが、事務局にはそれはできない。では、なぜ充て職が必要なのか。これはそれぞれ委員会によって違うんですけど、必要ないものも当然あると思います。例えば介護保険認定審査会など、なぜこれ、僕は市民参加推進会議という委員会では必要だという判断してはいるんです。何でそうなのかという、大体事務局が述べたと思うんですけど、基本的には市民参加というのは何かということが、当然市民が行政にかかわって、いわゆる自治をどうするか、市民のかかわり方をどう進めるかということをも当然考える。当然そうすると行政抜きには無理だというふうに思うんですね。例えば前にも何度か言っているんですが、僕は個人的には自分の意見を言います。ですから、行政の立場ですね。確かにそういうことはあるにしても自分の意見を言う。それが市民参加には、自分の考え方はかなり行政の立場そんなに言わなくてもいいんじゃないのかと後で怒られそうなんですけど、それはそれとして、例えば具体的に行政を進めていくと、市民がどう参加する中で行政の役割、また権限なり現実なりある程度知っていただく必要なんです。特に僕の場合については法律関係が主ですから、こういう情報が、またこういう考え方が法律に反することは条例はできませんから。そういうものについてはやっぱり言うておくことが必要なんです、そういう現実含めて。変な話ですけど、大変非常に例が悪いんですけど、委員長には申しわけないんですが、先ほど、委員会が始まったときに過半数以上参加しています。これ間違いなんですね。過半数か半数以上かどちらかなんです。ですから、こういうことですから、これは条文でいえば初歩なんです。ですから、そういうことも含めて、例えばその他ってありますね。その他の、これも意味全く違うんです、180度違うんです。ですから、例えば提言にしても、情報にしても、今、条例の中で一番問題なのは、解釈の仕方では裁判を起こすんです。必ず解釈で裁判を起こすんです。法律にしても条例にしても。今、市も何件か抱えています。必ず条文の解釈です。ですから、そういうものも含めてきちんとした考え方については、ある程度言及していただくことはやはり必要なんだというふうに僕、思っています。あと、財政の問題とか、当然限られた財政の中で、あと市の職員体制。あと現行の法体制、自治体のあり方などを知って、その中で、そういう現状を出した中でお互いに、じゃあどう進めるかという議論が必要だということでもありますので、少なくとも市民参加条例については行政の委員は必要だと思います、将来的にも。またさっき言ったように、では公募のままだでもいいじゃないか。確かにそういう考えもあります。ですから必要だったら各種委員会、審議会等で必要だったら、そういうのも僕は論理的にはあり得る。ただ、この市民参加については財政の問題を含めて、やはりそういう部分をお互いに出し合って議論することは、僕は必要だと。だから、そういう意味では必要だと思います。

◎室井委員長 はい、今、まさにいろいろ当事者の意見ですから、非常にわかりやすかったと思います。

◎土井委員 おっしゃることは百も承知というか、十分わかった上で発言いたしますけども、この委員会に限らず諮問委員会というものの性格の問題だと思います。諮問をする側、いわば

行政の側が、実は自らの委員をその中に抱えてしまうということ自体が、果たしてそれが諮問になり得るのかどうかというのが1つ、私は非常に気になります。今、松永さんがおっしゃったようなことというのは、実はそれはまさに内閣法制局と同じような形でありまして、こういった中でどういう議論がされているか把握の上、例えばいろいろな法的な問題とか、かかわる問題に関して、助言をするという立場では行政の方たちは大いに参加していただきたいと思えます。ただし、行政が参加するということによりましていろいろな、例えば条例案とかそういうものの問題点その他を自由に議論していく中で、どうしてもある意味つくった当事者、行政ですから。が入ってしまうという形で諮問委員会というものが、できるということだけが私は気になっているところなんです。おっしゃるように法的な問題とか、そういう問題に関して当然のことながら委員全体が100%知っているわけではございません。だからそういう問題については、常にこういう問題点があるというふうな形でのアドバイスをすることに関しては、全く否定するつもりはないんですけども、ただ、全体の諮問という形で問われた場合にどうかなという気がいたします。確かに法の中でもとんでもない諮問委員会というものもあります。ありますけども、ご存じのように、例えば今の国民保護法に関する協議会に諮問するなんていうと、例えば市長が会長になって、市長がそれに対して諮問すると。これは本来ならば異様な姿です。私、こういう異様な姿というのはやっぱり諮問委員会にあってはいけないうちかと思っています。あくまで違った形で、行政とは違った目で見られた形で諮問を受けて、なおかつそれが公正な立場で、判断でやっていく。その公正にやっていくためのアドバイスは法的な面とか、あるいは吉岡さんにしても行政の面からアドバイスしていくというのはあって構わないと思えますけども、ちょっと諮問の中身で議論しているので、ちょっと違うのではないかなという気がします。

◎室井委員長 今の話は、この市民参加推進会議での話で、それに今、限定して進めていきたいと思いますが、それでも主張されていることは、それに当てはまるという趣旨と伺いましたけれども、この点ほかの方の意見等もお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

◎水谷委員 私は発言されている内容を伺って、市としてはこういう趣旨で設けているとか、今までこういう流れがあったというのをお聞きできるのはとても有意義だと思っているのですが、議決権があるということに関しては少し抵抗があるというか、市に反対するような立場の議論をしたときに、反対に同意されるとは思えないので、市の考えに沿った票が既に2票確保されるというような印象を持つので、議決権があるということに関して、もし市の充て職は議決権がないという規定を設けられるのであれば、職員が入っていてもいいし、それができないのであれば外してほしいという意見があるのも一理あると思えます。

◎松永委員 よろしいですか。委員のあり方はたくさんあると思うんですけど、千差万別でね。例えば市民参加推進会議、例えば介護保険認定審査会、これはお医者さんが入っていないとだめなんです。公務災害補償等審査会、あと情報公開・個人情報保護審査会、これも弁護士さん

が入っています。大学の先生。裁判と同じことをやりますから。そういう専門的な方が必要なんです。それともう1つ、今度職域から選出するのもあります。例えば農業団体、職業団体、そういうのもありますよね。例えば産業何とか、職域団体もありますね。もう1つは市民から公募されますね。もう1つは行政側からと。今、問題になっているのは行政側なんです。行政側の問題については、確かに議決権がありますよ。ただ、基本的にさっき言った特殊なというか専門的なものは別として、ある程度フランクな審議会と、行政の立場というのはある程度必要なんです。なぜかという、それを皆さんに理解してもら。ただし、議決権があるけどね。それは過半数じゃないんです。分けてある。ここで言えば。ですから基本的な採決というのはいろいろあると思うんですけど、採決の方法としては、全会一致か多数決。多分これ多数決をとる。ですからそれはそれで、そういう方の意見というのもやはり尊重していただきたい。少数意見も尊重というのは必要だと思う。ただ、基本的には、それは行政が多数となるものについては、これは排除する、それだけは理解してほしい。

◎室井委員長 ほかの意見、ほかの委員の方がいかがでしょうか。

◎吉岡委員 そういう観点からいきますと、充て職ということでご意見を伺いましたけど、私、企画財政部長ですし、組織として普遍的にすべての組織にかかわるのは、この2つの職制だけなんです。私は財政から総合計画まで。総務部長の方は文書、例規、法務、情報公開、これがすべての組織にかかわっている。ほかの職制を見ますと当然自分の部は所管いたしますけれども、これだけ普遍的に顕著にかかわっているポストはないんです。そういうことから考えると市の意思をある程度反映できるという立場にありますので、充て職は、今の市民参加推進会議での充て職はこの2つの職制しかないかなと思います。

◎室井委員長 そうかもしれません。つまり充て職ならば、その2人の職責だという趣旨ですね。それは多分異論はないかと思うんですが、今はまだ前の段階ですよ。それでももちろん吉岡委員は入れるべきだということだと思いますけれども、どうでしょうか、ほかに何かご意見でもないですか。

◎大賀委員 例えば、これはちょっと事実誤認があれば申しわけないのですが、例えばここで提言を出して、その答えを市長が返してきますよね。あれは全く企画財政部長が、総務部長が書いていらっしゃるのではないかというふうにしか思えないんですよ。市長があの記事を読んで自分で文章を書くとは思えないので、その下書きは当然なさっていると思うんですよ。もし下書きしていないにしても、市長の方としては、君ら2人の意見も聞きたいということで当然聞くとおもうんですよ。提言に対して市長は意見を書く。そうしたら同じ人物が双方の立場に立ってやり取りをするというのは、これは裁判だって何だって、そういうのは公正さに欠けるということで禁止されているわけですよ。だから絶対それはおかしいと私は思いますよ。

◎松永委員 各種審議会でも一度もありません。全部事務局でやります。市長が委員に聞くなんてことは役所の中の経験ではないです。

◎吉岡委員 私も企画課を所管していますが、うちは市民参加推進会議事務局も所管してい

るわけですが、委員としてはこうして参画していますけど、市長がこの発言に対して、市長の考えを示す場合は私どもそれに対して具体的な助言、考えを求められることは一切ございません。企画課が市長の補助職員でございますので、質疑内容を踏まえた上で、それを下準備することはございますけれども、私どもあるいは具体的な作業にかかわることや指示も受けていないです。

◎大賀委員　ごめんなさい、それでは私の言い方がちょっとまずかったかもしれませんが、要するに役所の職制として担当課の上に立つ人間ですから、それは指示があろうがなかろうが、具体的に包括的には責任を持っているわけですよ。だから今までの2年間の中において、私たちが2回提言しましたけれども、それに対する市長の意見を書くときには、確かに具体的に意見は聞かれなかったと思いますよ、今、そういうふうにおっしゃっていますから。ただ、包括的な立場にいるということをおっしゃっているわけですから、それはあって当然なんですよ。たまたまなかったに過ぎないのであって、なかったとしても自分の下にいる職員がそういうことをやっているわけですから、下書きしているわけですから、そこはやっぱり責任を問われますよね。そしたら同じことじゃないですか。

◎室井委員長　それは考え方で、それは名分でなくてもそういうことは道義的にしないのが普通だと思うんですよね。ただ、それはわかりませんが、それはしかし事実上、事実認識の問題なんで、可能性としては何とも言えませんが、もしそういう可能性があるから大賀さんとしては、これは排除すべきだという趣旨なら、そういう意見として。

◎大賀委員　それだけが理由ではありません。

◎室井委員長　ただ、今のところそういうことはないというのも何となく事実ぽいという感じはしますけれども、しかし、それは今後はどうかわかりませんが、それを踏まえて、ほかの委員の方もいかがでしょうか。

◎井村委員　もしそうした場合に、充て職の方がここに入らなかった場合って、これ2人以内だから別にゼロにするとか、それとも違う全然関係ない公募にするのか、それとも何か全然事務局の人の上司じゃない人を充て職にするのか、それはどういうふうに。

◎大賀委員　それは、ここでの議論で決めればよいと思います。そういう議論であれば私は、市民の公募をふやすべきだと思います。

◎井村委員　じゃあ、この条例を変えて。

◎大賀委員　そういうことです。

◎尹委員　2人以内と書いてあるときにゼロということは条例を変えないといけないし、趣旨が相当変わってくると思いますね。

◎大賀委員　ただ、条例を変えるのはこの役割にありませんので、それ議会が条例を変えるのではなくて、ただ、私たちとしてはこの市民参加推進会議の運営にかかわっているわけですから、委員として、提言する立場にはあるわけですね。この条例のこの条文はこういうふうに変更すべきではないかと、それを私は言っているのです。

◎室井委員長 提言することはもちろんできると思います。ほかに、これはなかなか埋まらないのかもしれませんが、なるべく一致点が見つけられればその方がいいと思いますけど、ご意見はいかがでしょう。

◎吉岡委員 これに関して具体的に議論の俎上に乗ったのは大変いいことだと思います。この短時間の中で条例を改正するということまで突っ込んで結論を出すのは余りに性急過ぎるのではないかと思いますけどね。この議論を踏まえた上で、さっきのパブリックコメントの件でもありましたように、次の委員構成はどうか分かりませんが、また別の目でこのような状況を実際に肌で感じて見ていただいて、そこでのまた課題としてやっていただいた方が…。

◎室井委員長 まあ、しばらく様子を見てみようという、私はなかなかいいかなと思いますけど。そういう意見がございますけど、皆さんいかがでしょう。まだ、この会議は2年ですよ。まさにこの9回だけですよね。

◎大賀委員 一般論としても、今は市民参加条例個別の問題で議論していましたが、一般論としても、諮問委員会に諮問する側の一員が参加するのは、いろいろな要らぬ誤解を生んだりするのでやめた方がいいというのが多分学者の世界での通説になっているのではないかなというふうに思いますけど、そこまではいかないんですか。

◎室井委員長 一時期は議員さんがいっぱい入っていたんですね、この手のものというのは。各会派の代表団が5人ぐらいいらっしゃるのと、そうするとその人だけの発言がすごいんですね。なので、だんだんと減らしてくるという方向はありますけれども、しかし、それは会議の種類によっては必要なものもあるでしょうし、先ほど言われた専門職の場合にはもちろん必要はないでしょうが、いろいろな趣旨から判断していくべきだろうと思うんですけども、小金井には小金井方式というのがあってもいいかなという気はします。つまりこれは12人ですよ、今のところね。2名は学識委員ということになりますと、あと8名が市民ないし市民団体からということなので、3分の2は市民の方の代表がいらっしゃるわけですから、市民参加という点では相当進んでいると思いますけど、尹先生何か。

◎尹委員 やっぱり住民参加というのは、参加というよりもパートナーシップという雰囲気があるんじゃないかという気はしますからね。ですから行政の方がおられるのがまず、総務部長さんとか企画財政部長さんとか、どこの自治体でもトップ、一般職の中では全部を知っている方々ですし、毎回来ていただけるといのは、語弊があるかもしれませんが、何かと住民にとって都合のいいことではないかと、僕は実は思っていますね。これが例えばもう少し下の方になってくると、住民でもないし、逆に住民とかから来られている委員からするとかえって重荷になるというのでしょうか、いろんな意味で余り役に立たない。ですから今の形で2人が参加されていることは、僕はそれほどいびつな感じは受けないんですね、正直。

◎森田委員 私自身もバランスというところで考えてみても大変いいのではないかなと思います。市のあり方、行政のあり方というのを伺えるということ以上に、やはりこの中のやり取りを聞いてもらいたい。それは事務局という立場ではなく。そういう意味では委員の構成は

良いのではないかなと思っています。

◎土井委員 今、尹先生がおっしゃったんですけども、実は行政とのパートナーシップというのはこういう場でも恐らくないだろうなと思っております。もう少し実践的な形の中でのパートナーシップというのは散々あり得ると。あと1つやはり心配なのは、大賀委員がおっしゃるように、ある意味で李下に冠を正さずという形のものがやはりあるんだろうなという気がいたします。行政の内容についていろいろ発言いただいて、我々もものすごくこれは役に立ちますし、そのとおりでなということは鑑みますけども、それに関して、やはり市民参加という立場に立ったときに、行政と市民、それをこういう場でのパートナーシップという形にとらえてしまうとちょっと間違いではないかなという気がしています。これはあくまで市民の立場で、市民が議論をしていく。例えば法的におかしければ、その辺に対してはアドバイスさせていただく、そういう感じではないかなという気がしています。ただ、おっしゃるように現在の条例上、2人の方を職員から選ぶ形になっています。なっているから、そういう中でどなたを選んでいくかということの問題はちょっと別問題で議論したいとこのように思います。

◎室井委員長 この会議で、多数決で何かやったことございましたか。

◎水谷委員 提言のときにありましたね。

◎室井委員長 それで、何かあったときの決断にそれほど大きな影響はあったかな。どうだったんでしょうね、よく覚えていないんですけど。

◎水谷委員 市長への提言をするのに条例をつくり直すべきだという意見と、そこまでは必要ないがあって、同数になりまして、最終的に委員長の判断を入れたと。

◎室井委員長 では、そうです。それは、しかし、それを踏まえて、いろんなほかの方の賛同もあったということですね。わかりました。今は事実の確認ですが、どうですかね、提言を實現してもらおうという観点から見たときにもメリット、デメリットはあると思うんですね。こういういろいろな雰囲気を知っていて、もし、そういうことがないとは思いますが、市長から意見を求めたりされれば、あるいは議会なんかで質疑に立たれれば、こういうことだったという形で発言はしていただけるというメリットはないことはないと思いますね。我々はそういうことはできないですから、議会に行って何か発言というようなことは。そういうこともあると思いますが、逆に同じ行政の人なのでということで、大賀委員の方からデメリットがあるということでございますが、そこで吉岡委員の方からもうしばらく様子を見たらどうだというご意見が出たところでありますが、時間が余りないので、どうしてもということでありましたら発言していただいて、これは決めるということであれば、ここでまさに採決をしたいと思いますが、採決をするかしないかを含めて何かご発言があればお願いしたいと思います。

◎松永委員 最後の委員会ですから余り採決ということはどうかということ、穏やかに先送りというか、次回にどうかと。

◎室井委員長 先送りというのは何もしないということではないですよ。検討はするんですよ。ということですが、どうぞ。私がいかがでしょうかということ、それがなかなか言えとは言えな

いとは思いますが、何かご意見がありますか。

◎**尹委員** 私が2年間出てみていて、そういうと本当に先ほどから言っているように不都合は、私自身も住民じゃありませんから、そういう不都合を感じない。当たり前だと言えば、そのままなんですが、余り不都合を感じていないし、メリットはそれなりにあったような気がするんですね。この2年間で一番問題なのは、住民の方々の適正な縮図になるような住民の構成方法、ここの部分が一番僕は大事なような気が、2年間で感じておりますね。住民の方が、小金井市の住民の縮図となる代表の方が、この前からありましたよね、例えば作文をどうするのかとか、どういう手続をとるのかと、ここの部分での適正さを考えられることの方が、12人のうちの2人の行政職員の充て職の問題よりも重要な感じがして、こういうのが2年間の経験ですかね。

◎**室井委員長** じゃあ、次のこともあるのでいかがでしょうか。採決ではなく申し送りという形でよろしいでしょうかね。それともどうですか、はっきりここで決めた方がいいということになりますでしょうか。なかなか発言しづらいという雰囲気です。

◎**尹委員** どちらでも構わないんじゃないでしょうかね。先ほどから諮問委員会という話がありましたから、ここの構成委員ではこのように考えて提言するという形で。

◎**室井委員長** ここで提言したことが実現するかどうかはまた別の問題です。しかし、どうでしょうかね、ちょっとあいまいになりますけれども、もう1期ほど見ていただいて、弊害が本当にあるのならば外していくという提言をしたらどうかなという感じはするわけでありまして、今日、最後でありますので、そこまで明確に否定するというか、市の職員の方を排除するというような提言をするというのではなくて、そういう問題があるということが議事録には必ずこれはとどめるわけがございますから、次期の委員会において、会議において議論していくという方向でいかがでしょうか。

◎**土井委員** 明確に残しておけばいいんじゃないですか。

◎**室井委員長** そうですね、ありがとうございます。じゃあ、大賀委員の方はせっかく提案いただきましたが、しかし、趣旨はみんなうまく受けとめて残しておきますので、生かされたということでご了解していただいてよろしいでしょうか。

◎**大賀委員** はい。

◎**室井委員長** じゃあ、無理やりという感じもしないでもありませんが、今後の課題として議事録にはとどめ、議論を継続していただくという形でこの点は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、こちらで用意した議題はこの2件でございますが、その他といたしまして、次期の公募委員に絡んで大賀委員の方から議論の提案がございました。これにつきまして、まず事務局から次期の公募委員についてはどのような予定であるかということのを伺った後、審議に入っていきたいと思っております。お願いします。

◎**大賀委員** 公募委員だけではなくて、委員構成全般についてちょっと。

◎**室井委員長** 全般ですか。

◎大賀委員 もちろん私は、3番目のその他の議論というのは公募委員のことについてということだったんですが、事務局の方からちょっと全般論をご説明していただいたらいいんじゃないかと思います。要するに公募以外の委員をどうするかと。今、議論になった充て職のお二人の方も含めて、学識の方も含めて、一応任期が2年ということで切れるわけですから、今後どうするかということ。

◎三浦企画課長補佐 まず、推進会議の構成等につきましては、市民参加条例第21条で規定されていると先ほど申し上げたとおりでございます。その中で市民の方5人以内、市民団体代表3人以内ということで、この1号委員、2号委員につきましては公募によるものと規定されてございます。そのほか3号委員として学識経験者2人以内、市に勤務する職員2人以内ということで4名規定してございます。今後の流れでございますけれども現在の委員さんは、皆さん、来年の1月の26日までが一応任期になってございますので、事務局案といたしましては、先ほど申し上げた1号委員、2号委員、いわゆる公募の委員の方々につきましては、11月15日の市報で募集記事を載せまして、そこから1カ月ぐらいかけて決めていく形になるかと思っております。現時点ではスケジュール的には以上です。

◎室井委員長 ということは、3号、4号については特に何もまだ未定ということ。

◎三浦企画課長補佐 そうです。

◎室井委員長 わかりました。というような状況でございまして、当面は1号、2号の公募委員について進めていくということでございますね。8人の公募委員の方ということですが、この点につきまして大賀委員の方から何か提案ありましたらお願いします。

◎大賀委員 前回、私たちが公募委員になったときに、たしか団体からの応募は私1人で、3名のところ1名しかいないで、残りの2名に関しては市長の方から公募でない形で選任されたという経過ですね。それから、市民の公募5人に関しては定員5人を超える応募があったという、それはどうなんです。

◎三浦企画課長補佐 まず1点目の方でございましてけれども、公募委員が定員に満たない場合等の取り扱いということで、市民参加条例施行規則の第12条に規定がございまして。公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等において適切に対応するものとするというふうに書いてございますので、大賀委員もおっしゃるように団体につきましては応募者の方がいらっしゃるしませんでしたので、関係団体の方に要請したという形の経過がございまして。

2点目の方は、公募委員の応募状況でございまして、公募委員5人以上の方の応募があったことは記憶にあるんですが、ちょっとすみません、何人の応募があったか正確な数字は覚えてございません。

以上です。

◎室井委員長 はい、ありがとうございました。それで、大賀委員の方で議論してほしいというのは、どういう具体的な内容ですか。

◎大賀委員 1つは、私が団体の方で公募に応じて委員になっているという経過がありますので、団体公募の3名を、できるだけ応募者をふやす方向できちっと募集段階で働きかけを行っていただきたい。そうでないと、決して今回委員になっている私以外のお二人の方について言うわけじゃないんですが、ほかの人は、私ですけども、作文を書いて委員になっているのに、じゃあ残りのお二人は何なんだというふうに一般的にはなりませんよね。私は思っていないよ。今の時点では。一般的にはそうなってしまいます。それから、個人で応募される方の場合でも5人の定員のところで、1人しかなくて1人は作文を書いて入って、4人は市長さんが個人的に頼んで、悪い言葉でいえば市長さんのお友達が来たのねという発想になってしまいますよね。この人は作文を書かないで委員になっているの。かといって4人を欠員のままというわけにはいかない。それで、市民参加条例の問題ですから、やっぱり市民参加推進会議の公募の委員は、10倍とまではいかななくても少なくとも2倍、3倍の応募者がいるということが好ましいと思うんですよ。ですから、そこら辺の応募段階での事務局の取り組みについて、何らかの私たち推進会議としての議論が必要ではないかというふうに思って提案しているわけなんですけど、いかがでしょうか。

◎室井委員長 なるほど、そういう趣旨ですね。具体的には11月15日からほぼ1か月ということですが、もう余り時間がないということで、今日17日ですから、ですから今日、最後の会議なので、できる限り何かいい方法があればいいかなということで、今、大賀委員の指摘されたとおり、応募が満たなければやっぱり市民参加といっても、本当の意味の市民参加から外れる場合もあるかもしれませんので、重要なことだと思います。では、具体的にどうしたらいいかということですね。何かいいご意見ございませんでしょうか。

◎伊委員 すみません、前、何かこのPRをもう少しいろいろするという形で、具体的な案が出ていましたよね。傍聴をもっとふやすか何かというときに、多分案内をどこどこに置くのだとか具体的な案が相当出ていたような気がしたんですが、広報だけというのは基本的にやっぱり弱いと思いますね。これは、まさにさっき大賀委員が言うように、この委員会が成功するか、失敗するか最初の入り口のところです。やっぱりたくさんるところから公平な形で採用するというのはいくらかの出費があってもやるべきことではありますね。

◎室井委員長 やっぱり何をするかというのが一番大事だと思うんですね。この市民参加推進会議というとインパクトが非常に弱いと思うんですね。わかりづらい感じがするんですよ。なので具体的に何かイメージが沸くような何か説明ができればいいかなと思うんですけど。教育とか、先ほどのそういうものは非常にわかりやすいので関心がある方いらっしゃると思うんですが、市民参加推進会議ですから、極めて抽象的なんですね。今までやってきたことがどうということかというようなことを踏まえて、何をやっていくかということを確認にするということですよ。

◎土井委員 実はこの市民参加というと恐らく自治の、一番の原点のはずだと思います。多くの方たちが自分自身で自主的に、例えば市の政治、市のいろんなやり方に参加している。それ

をしていくことが原点に立つということだと思っんですけども、そういうPRというのは余りなされていないような気がいたします。

それとあと1つは、やはり市報もしくはホームページでいろいろ出していますけども、果たしてどれだけの方たちがそれにちゃんと目を通しているか。いつも目を通す方たちはほとんど決まっています、なかなかそこから先に進んでいかないというのが、これは恐らく非常に大きなジレンマになってきていると思います。この話は市民参加推進会議だけの問題でなくて、ごみの問題にしる何の問題にしても、なかなかそこに踏み込んでいけない。特に小金井のようなベッドタウンに近いところというのは都心部に通勤なさる方が多いものですから、そこまですっかり踏み込んだ形でいかない。ただし、今度はそのこと自体が、少なくとも市のレベルでは自分たちにいろんな問題として跳ね返ってくるんだよと、そこがなかなか見えてきていないものですから、その部分をうまくPRできる方法を考えていかないとまずいかなと思っています。

◎水谷委員 さっきの応募者数の話がちょっとわかったので先に申し上げると、募集8に対して応募者数12名です。以前にいただいた資料だと。さっき委員がおっしゃったようにPRの仕方のところでチラシだとか、もうちょっと目につきやすい工夫というのはやっぱりしていくべきだと思っています。ちょっと今日、手元に持ってこれなくて申しわけないんですが、武蔵野市の図書館を私はよく利用しているんですけども、図書館に何とかかんとか委員を募集しますという2色刷りぐらいの見開きでA3サイズのもんですが、チラシが置いてあって、ゴシックとか明朝の字体だけじゃなくて、字ももうちょっと色をつけたり、字体をちょっと大きくしたり、こんな会議なんですよというのをわかりやすくそういうパンフレットみたいなものもありまして、こんなふう募集したらいいのになと今、思えばあります。

あともう1つは、前も申し上げたんですが、必要に応じて保育がつけられますということは必ず入れていただきたいと、その2点をお願いします。

◎伊委員 私もそれ言おうと思ったんですけど、水谷委員の提案で保育の設備を用意しようと思いましたよね。こういうのはやっぱり大きく書くべきだと思うんですね、PRとして。あと、時間が夕方から始まるというのもこれも、この委員会の特徴といえば特徴で、これを次回に繰り越す必要は全くないんですが、次回の委員で決めればいいんですが、それが少なくとも会議時間は皆さん方がフレキシブルに決める。保育室を用意するなど、委員長が言われたように5つくらい明確にすることは売りだと思いますので、ちょっと工夫して、本来だったらもうちょっと早目に出されて、この場でこれが次回の委員の募集の提案ですみたいな形が、本当はよかったかなという気がしますね。

◎室井委員長 市報、ホームページにチラシ、それから、まさに今までやってきたことで時間がわりとフレキシブルに定められる。それから保育の確保も可能である。もちろんこれは予算とかもあるのしょうから微妙な面もあります。一応そういうことも可能であります。あとはやっぱりメインですよ。この委員になったらどういうことに参画できるかということですね。

◎森田委員 具体的なその内容、私も声を、必ずしも市長に言われたわけじゃないんですけど、そういう手続きを踏んだだけなんですけど、いただいたときに、同じ団体の中の先輩から、こういう話があったので参加するやうにと話があって、実際とっても漠然としていたものですから、前回参加していた委員さん方にお会いして、その資料とか内容等とか、そのことをすごく伺ったんですね。それでようやくわかったので、文章でずらずらっと書くということまでは必要ないと思うんですけども、そういった広報の用紙を見たときに、今までの流れですとか、そういったものが何かあるとイメージが付きやすいと思います。

◎水谷委員 例えば公民館の講座だったら、市の掲示板に掲示が出来ますけれども、こういう公募委員の場合は市の掲示板に載せるということがあったんでしょうか。

◎三浦企画課長補佐 ご質問の趣旨ですが、委員会によって対応がちょっと違うのがあるのかなと思います。

◎水谷委員 ぜひ、掲示板はよく見るので掲示板にも貼って見たらどうかと思います。

◎尹委員 委員会がしっかりしたら、この委員会こそまさにたくさん貼らなければいけない委員会だと思いますね、募集に関しては。

◎井村委員 よろしいですか。やっぱりこの会議で一番何か応募しにくいのは、フレキシブルという言い方も微妙で、本気で一般の市民活動をやっていないような市民の人を集めるんだったら土日やるべきだと思います。普通に考えると大多数の人がサラリーマンで都心に通っていて、この平日のこんな6時にやって出られるわけないんです。でもどうなるかわからない、フレキシブルに対応しますと言っても、土日にやらないと出られないんですよ、絶対に。だから、もうこれはそういう特色として、本気で集めるんだったら、土日というだけでももう全然違うと思うんですけどね。

◎室井委員長 それは違うと思いますが。

◎井村委員 もうその時点で、普通の一般のサラリーマンは排除していますから。

◎土井委員 実は、それもまた、土日というのは意外と住民の活動が重なることが圧倒的に多いんですよ。

◎井村委員 それは皆さんのような活動家の人たちはそうだと思いますけど。

◎土井委員 そうじゃなくて一般のサラリーマンでも、むしろいろんな形をやると平日の遅めにやってほしいという方が結構多いんですよ。必ずしも土日という形じゃなくて、結構それはいろんな形がありますから必ずしもそうではない気がします。

◎井村委員 何ていうんですかね、一般の市民に対する本気度を示すというんですかね。だって普通の平日の夜といっても、普通のサラリーマンでここに帰ってきたら、8時より前はあり得ないですね。それが本当にできるかというところできない。でも1年にそう何回もあるわけじゃないということだから、毎週日曜日集まれといっているわけでもないの、少なくとも土日のどっちかの年に4、5回あけてちょうどいいと言ったら、それはそっちの方が賛同を得られる気がするんですけどね。

◎土井委員 土日も含めた上で検討するという形でしょうね。

◎室井委員長 しかし、それでは事務局の方の問題があるんじゃないかと思います。

◎三浦企画課長補佐 まず、公募に際して一応、公募時の募集をする際に要綱などを必ずつくることになってございます。その中には役割であるとか、任期であるとか、報酬の規定であるとか、その辺のものについてはきちんと記入することになってございます。それから、前回ご議論いただきましたとおり会議規則について記載してはどうかというような指摘もございまして、改善できる部分は改善していきたいというふうに考えますが、土日の開催につきましては、ちょっと今日の段階でどうのこうのということは、私の立場ではご答弁できないのでご勘弁いただきたいと思います。

◎室井委員長 土日にやるということではなくて、可能性としてはどうなんでしょうか。

◎三浦企画課長補佐 現状で土日に審議会をやっている委員会というのは…。

◎吉岡委員 ほかは別に置いて、企画課はどういうふうにされているのか。

◎三浦企画課長補佐 事実上、企画課においては土日に開催している委員会というのはございません。ただ、委員会ではなくて、ワークショップ的なものを土日に開催しているものというのは、数多く事例があります。

◎水谷委員 私は児童館の会議、1回土曜日にあります。児童館運営審議会。

◎三浦企画課長補佐 それは委員会の中でそのような形で諮られたということだと思います。

◎室井委員長 どこまで書けるかということですね。うそを書いても困りますから、できることを書いて募集しないといけない。できる限り広く求められる委員が応募しやすいような形で書いていただくということですが、土日にやるかということについては、これはまた申し送り事項みたいになってしまうのかなと思いますが、検討に値すると思います。

そのほか何か委員、ご提案ございますでしょうか。

◎大賀委員 議事録が毎回ホームページに載っているのは見ているんですが、あれを、別に議事録を要約という意味ではないのですが、要するにこの市民参加推進会議が過去2年間、何と何と何をどういうふうにやってきましたというようなのを、やっぱり短文で委員会の性格を出すという意味で、応募者にわかっていただくという意味で、それはやっぱりやった方がいいのではないかというふうに思うんですが、難しいことでしょうかね。

◎三浦企画課長補佐 この会議の記録の要約ということになるんでしょうか。

◎大賀委員 紹介ですね。正確に要約する必要はないと思います。

◎室井委員長 何をやったかということで。継続しているものは別に毎回まとめなくても、こういうことについて議論し、こういう形で終わったみたいな。

◎三浦企画課長補佐 議事録が中心になりますけれども、どんなスタイルになるかちょっと別にしまして、要約というか箇条書き程度にまとめることは可能だと思います。

◎室井委員長 それは、分量はともかく何らかの形でやっていただくというので、いかがでしょうか。

◎大賀委員 要約をつける、11月15日ですか、募集をかける時点で、ホームページに文章が載っていますよという状態にしていただけたら、応募しようとする人が一体この委員会でどういうことをやらされるのかと、できるのかというふうに考えるのではないかと思います。これはぜひやっていただきたいと思います。

◎伊委員 もう1つあるのですが、要約の話が出ましたので、会議で全文録音して全文出すということは多分、今後の委員になろうとする方に対して相応なプレッシャーというんでしょうか、僕は余り全文がインターネットに出る委員会というのは私、経験したことがありませんで、多分これはそんなに数も多いわけじゃないんじゃないでしょうか、小金井市の中でも。どうなんでしょう。もしそうならば、これはもう1回、次回申し送りのときに一から考えて結構ですよと、あるいは触るとすればもっと簡潔なものがあることも必要、それだけで僕はある意味いいのかなと。傍聴まで認めているわけですから。という気もしておりますので、この辺も次回の委員の方々でご自身の判断で、決してこれを踏襲するというか、あるものだとないんだということをおっしゃった上で考えていただければなという気がしております。

◎三浦企画課長補佐 市民参加条例施行規則の中で、会議録作成の基本方針というのが第5条に掲載してございます。その中では、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録、一応3種類ございまして、どれをとるかというのはその委員会の中でご審議をいただきたいということになってございますので、新たな委員会がお決まりになったときにもう一度そこをご審議していただきたいと思います。

◎伊委員 ぜひ、そうしていただければありがたいと思います。ハードルが高いために委員が集まらない。つまり縮図ができないというのは避けなければいけない。かといって、やる気のないというんでしょうか、そういう委員は排除しなければいけない。2者、これを選ぶのは難しいですが、やはりまずはハードルが高いゆえに躊躇するということは避ける形で、たくさんのお誘いがあるところから始めるべきなような気がいたします。

◎室井委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。しかし、市報となると原稿はもう締め切りじゃないですか、そろそろ。非常に時間がない。ということは、大賀委員が言われたように市報に、ホームページの方に書いているというような案内になるという感じで可能性がある。できるだけ書いていただくということにもなりますが。よろしいでしょうか。次期の公募委員の件ですが、よろしいですか。

(はい)

◎室井委員長 では、この件は今、言ったことを実現可能なものはお願いするという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、今日で今期の委員の審議は一応終了でございます。今後のお話につきましては、先ほどありましたように公募委員8人につきましては、11月15日から12月14日までで募集を行い、人選をしていくという予定になっているということでございますが、今日は最後ということでございまして、推進会議委員として、皆様一言もし発言されたいということがご

ございましたら、発言をしていただきたいと思います。まだ若干、時間がございますので、ぜひこの2年弱で9回行いましたけれども、委員として発言をしておきたいということがございましたら吉岡委員の方からぜひ。よろしいでしょうか。

◎吉岡委員 ありがとうございます。

◎室井委員長 松永委員。

◎松永委員 いろいろ勉強させていただきまして、どうもありがとうございました。

◎室井委員長 森田委員いかがでしょうか。

◎森田委員 はい、私は以前、小金井NPO法人連絡会で井村さんも一緒なんですけれども、三鷹の方の協働センターに見学に行ったときに、いただいたお話の中で、三鷹では市民参加という形をどういうふうにつくっていくかということで、市民の中から無作為に1,000人を抽出して参加しませんかというお知らせを送ったんですね。そこから、しますよという回答があった人たちでそういった委員さんが構成されたと伺ってとても感動したというか、それは小金井に置き換えたときに可能なのかねということをはかの方と帰り道に話したんですね。そのときに行政の方と、その選ばれた方々とのやり取りとか、きちんとしたそういう場を私たちのために設けてくださったんですけども、行政の方と市民の方々のやり取りを聞いていると、お互いがすごく信頼し合っているんですね。それはとてもうらやましく感じると同時に、やはりそこまでにきたプロセスというのは、最後いろんなパネルとかを見せていただいたんですけど、100年くらいの単位であるんですね。だから、やっぱりそういったプロセスを地道に重ねながら、最後は人と人との信頼関係の、行政のという立場を超えたところのやり取りというものをしてみたいなと、やっぱり私はそうなるように一市民として努めていきたいなと。この委員会に参加してますます思いました。どうもありがとうございました。

◎室井委員長 大賀委員いかがでしょうか。

◎大賀委員 ちょっと発言回数が多くて、皆さんの発言の時間を何か奪ってしまって申しわけないなという気が多少しないでもないんですが、できればもっといろんな市民の人の市民参加に関する思いを出せるような場にさせていただきたい。先ほど言いましたように、公募の市民をふやすとか、開催回数をふやすとか、例えば、これは市民参加条例の策定委員会の中でやっていたんですが、傍聴しに来た市民の方からも発言をしていただくとか、そういうようないろいろな工夫の仕方とか、制度のつくり方とか、できると思うので、そういうことをやっていただきたいと思います。

◎室井委員長 水谷委員いかがでしょうか。

◎水谷委員 ありがとうございます。本当に主婦としての素人ばいような話ばかり発言したような気がしていますけれども、ある意味それも大切なことかなと思って、勇気を持って参加させていただいてよかったなと思っています。印象に残っているのは、条例の文言の中で、遅滞なくとか、速やかにとか、そういう言葉によって重みづけが違うんだということを初めて知りまして、市民が普通に考えている言葉と条例になった言葉は全然意味が違う部分もあるんだ

ということはとても勉強になったのと、ちょっとそういうことも関心を持たなくてはいけないのかなというふうに感じました。ありがとうございました。

◎室井委員長 土井委員いかがでしょうか。

◎土井委員 私も随分しゃべりまくった方ですから、いろいろご迷惑かけたと思います。先ほど森田さんがおっしゃったようなことも、実はこの委員会の中で申し上げたはずでございます。市民参加のためにどういうふうな形でやっていったらいいかということで、無作為でどうのこのというのは大分前に私、この席で申し上げた。むしろ私がこの中で参加して、やはり思ったのは、本来、市民自体が、市民の自治としていろんなことをやっているという場でありながら、なかなかそこまで議論が至らなかったなというのがちょっと気になっているところです。これまで市民参加といえば、市民がいろんなものに参加していくという発想が多かったと思うんですけども、恐らくそうではなくて、市民が自主的に、自分たちのものとして市のことを考える。本来の民主主義というのはそういうものじゃないかなという気がするものですから、さらに、たとえこの委員でなくなったとしても、その辺についてはいろんなことで語りかけていきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

◎室井委員長 井村委員、いかがでしょうか。

◎井村委員 こういう会議は初めて参加させていただいたんですけども、お役所の何かこういう審議会というか、そういうものなんだなと思って改めて勉強をさせていただいたというか、僕がずっと育ってきた企業の会議とは随分違う感じだなという感想でございます。どうもありがとうございました。

◎室井委員長 尹委員は学識ですが。

◎尹委員 これまで本でしか住民参加というのは考えたことがなかったですね。住民参加というのは魔法の杖みたいな、最後はそこで往々にしてフィニッシュにする傾向があるわけですが、なかなか住民参加という言葉だけで物事は解決するものじゃないなと、それはいかに現実に入ってくると複雑で必要なものなのかということのを再認識させていただいて、それが非常にいい勉強をさせていただいたと思っております。何もコメントできませんでしたが、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

◎室井委員長 私が一番責任をとらなくちゃいけないのかもしれませんが、不慣れなところが非常に多くあって、皆さんに本当にご迷惑ばかりおかけしたかなと思っております。特に水谷委員には副委員長として何かやらせてもらえばよかったかなと今思っているところですが。まさに私も尹先生と一緒にして、余り具体的に自治体の仕事にかかわったということが少ないものですから、非常に資料等も新鮮なものがたくさんありまして、申しわけないんですけど、非常に勉強させていただいたということで、小金井市さんのために役に立ったかなと思うと、余りそういう点は自信がないんですけども、やっぱり非常に小金井市民の方の意識が高いというのは認識しましたですね。皆さん非常に熱心に議論されていて、いろんなところで真剣にいろんなことにかかわっておられ、なおかつ発言もされているということで、小金井市の職員

の方は大変かなと思いましたがけれども、長い目で見れば必ずいいものができてくるんじゃないかというふうに思います。本当につたない委員長でしたけれども、どうもありがとうございました。

以上ですが、事務局の方から何かありましたら。

◎事務局 何もございません。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

じゃあ、提言の方よろしくをお願いします。

(午後 7 時 5 6 分閉会)